契 約　書

〇〇〇〇〇〇教職員互助会及び全国教職員互助団体協議会（以下「甲」という。）と　〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の会員及びその家族（以下「会員等」という。）が乙の割引等各種サービス（以下「割引等」という。）を受けることについて、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第１条　乙は、甲の会員等に対し、割引等を提供するものとする。

（割引等）

第２条　割引等の内容は、別紙1のとおりとする。

（利用方法）

第３条　甲の会員等が、割引等を受けようとするときは、甲の発行する「全国教職員互助団体協議会会員証」（別紙２に掲げる「カード式会員証」又は「モバイル会員証」に限る。以下「会員証」という。）を乙に提示しなければならない。

２　乙は、会員証により甲の会員等であることを確認後、別紙１に掲げる割引等を提供するものとする。

（利用方法の周知等）

第４条　甲は、会員等に対し、割引等の内容、会員証の提示等、利用方法について周知を図るものとする。

２　乙は、乙の職員に対し、割引等に関し必要な業務内容等について周知を図るものとする。

３　乙は、割引等について、変更があった場合は速やかに甲に届け出るものとする。

（信義誠実の義務）

第５条　甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に、この契約を履行しなければならない。

（秘密保持）

第６条　甲及び乙は、相互にこの契約により知り得た相手方の業務上の機密情報（個人情報保護法に規定する個人情報を含む。）を本契約の有効期間及び本契約の有効期間終了後においても、第三者に漏らしてはならない。

（反社会的勢力に対する甲及び乙の解除権）

第７条　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により相手方に損害が生じても、解除当事者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。また、解除により解除当事者に損害が生じた場合は、相手方はその損害を賠償するものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる者

(3) 反社会的勢力であることを知りながらこれらを利用していると認められる者

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる者

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有する者

（協議）

第８条　この契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに、甲・乙協議のうえ定める。

（有効期間）

第９条　この契約の有効期間は、　　年　月　日から　　　年　　月　日までとする。ただし、有効期間満了１月前までに、甲又は乙が別段の意思表示をしないときは、有効期間満了の日の翌日からなお１年間、その効力を有するものとし、以後も同様とする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　甲　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

東京都中央区日本橋本町2丁目3番4号

江戸ビル5階　502

全国教職員互助団体協議会

会　 長　　　 松本道明

　　　　　　　　　　　乙　　　所在地

　　　　　　　　　　　　　　　業者名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

別紙１

|  |  |
| --- | --- |
| 施設・店舗等の名称 | |
|  | |
| 所在地等 | |
| **〒**  **Tel 　（　　　　）**－  **Fax 　（　　　　）**－ | |
| 割引等各種サービスの内容 | 備　　　考 |
|  |  |

別紙２

標準会員証

**「カード式会員証」**

統一様式 [ISO/IEC7810 ID-1(85.60×53.98㎜）]を基本とし、「全国教職員互助団体協議会」の名称と「ロゴマーク」を使用した共通の色とデザインとする。また、全国教職員互助団体協議会の会員であることを証明する旨を明記する。

　　なお、カード式会員証の材質、有効期限や実施団体の名称の表示、その他の記載内容については発行する実施団体により異なる場合がある。

**「モバイル会員証」**

スマートフォン等の携帯端末に互助団体の会員であることを証する会員証を表示するデジタル版の会員証をいう。モバイル会員証の様式は、上記の標準会員証のとおりとし、「全国教職員互助団体協議会」と実施団体の名称を併記し、「ロゴマーク」を使用した共通の色とデザインとする。